

## 自然とのふれあい施策の現状

自然とのふれあいについては、環境基本法第14条第3号で環境保全に関する施策の策定の指針として「人と自然との豊かな触れ合いが保たれること」が定められ、また、環境基本計画においても「自然とのふれあいの推進」が位置付けられている。

このような見地から、自然とふれあうための活動の場の整備とあわせて、動機付け・機会の提供、サポートする人材の育成・確保、ふれあい活動プログラムの整備、情報の提供、の4つの観点から施策を推進している。

### 1. 自然とふれあう動機付け、機会の提供

---

#### (1) 自然とのふれあいを促進する運動

##### 1) 自然とふれあうみどりの日の集い(4/29 H元～)

- ・「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」みどりの日(4/29)の趣旨を普及。
- ・「新宿御苑みどりの日の集い」を始め、全国の国立公園等において自然観察会やハイキングなど自然とふれあう様々な行事を実施。
- ・新宿御苑みどりの日の集いの中で、自然環境の保全に顕著な功績があった人物を環境大臣表彰。

##### 2) 自然に親しむ運動(期間:7/21(自然公園の日)～8/20、S25～)

- ・中心行事として自然公園大会を開催。  
主催:環境省、(財)国立公園協会、実施都道府県
- ・全国の国立公園等において自然とふれあう様々な行事を実施。
- ・自然公園関係功労者を表彰。

##### 3) 全国・自然歩道を歩こう月間(期間:10/1～10/31、S57～)

- ・自然や文化に恵まれた自然歩道を歩くことによって自然への理解を深めるため、関係団体等と連携し、各地の自然歩道を歩く行事を実施。
- ・中心行事として東海自然歩道の起点の高尾山で中央大会を開催。
- ・自然歩道関係功労者を表彰。

#### (2) 子どもパークレンジャー(環境省・文部科学省連携行事)

全国各地の国立公園等において、子どもたちを「子どもパークレンジャー」に任命し、自然や環境の大切さを学ぶ機会を提供。

## 2．自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保

---

### (1) 自然解説指導者研修 (H14～)

自然公園のビジターセンター等、各種自然ふれあい施設において自然解説業務を行う者等(入門、実践、ボランティアコーディネーター、企画担当者)を対象とした研修を実施。

### (2) 自然公園指導員 (S32～、現在約3,000名)

国立・国定公園の利用の適正化のため、公園利用のマナーや事故防止に関する利用者指導、公園管理者側への情報提供等を行う自然公園指導員を、自然保護事務所長、都道府県知事等からの推薦を受け、自然環境局長が委嘱。

### (3) パークボランティア (S60～、約2,000名)

国立公園の利用拠点を中心とした活動地区毎に、自然保護事務所において公募、研修を実施して登録。自然解説による自然環境教育を中心に、国立公園の自然とのふれあいの促進に協力。

## 3．自然とのふれあい活動プログラムの整備

---

### 活動プログラムの開発

自然公園等を訪れる国民の多様なニーズに対応し、多彩な自然とのふれあい活動を提供できるよう、各地区の自然的・社会的特性を踏まえた活動プログラム等を開発。

## 4．情報の提供

---

### (1) 自然大好きクラブ

自然ふれあい活動の全国的な促進を図るため、HP (<http://www.nats.jeef.or.jp>) を通じて自然とのふれあいに関する情報(自然体験イベント情報、自然ふれあい施設情報)を提供するとともに、絵や作文などの「自然大好き宣言」を受けてパスポートを発行し、自然が大好きな人々と自然ふれあい施設や団体とのネットワークを構築。

### (2) インターネット自然研究所

国民の一人一人に自然の豊かさを身近な存在として実感してもらうため、インターネットの他、遠隔操作カメラ、GIS(地理情報システム)、GPS、次世代携帯電話、マルチビジョンなど様々なIT技術を活用して、全国各地の自然風景の最新映像の提供や四季のいきもの前線調査など、わが国の多様な自然について豊富な情報をHP (<http://www.sizenken.biodic.go.jp>) を通じて提供。